

株式会社青山高原ウインドファーム「(仮称) 青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年5月20日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書について、株式会社青山高原ウインドファームに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、三重県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：三重県津市、伊賀市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大15,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月 4日
環境大臣意見受理	令和2年 8月17日
経済産業大臣意見発出	令和2年 8月31日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年11月25日
住民意見の概要等受理	令和3年 2月 4日
三重県知事意見受理	令和3年 4月21日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 5月20日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742（直通）

株式会社青山高原ウインドファーム「(仮称) 青山高原風力発電所リプレ
ース事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業に対しては、自然環境への影響について多くの意見が寄せられていることに留意し、関係機関等と調整を十分に行うとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行い、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
2. 既設風力発電機周辺の死骸確認調査については、小型鳥類やコウモリ類が早ければ1週間程度で消失することから、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で調査すること。
3. 動物及び鳥類への影響調査に当たっては、定量的な評価が可能となるよう、調査計画を策定すること。

(三重県知事からの意見書の写しを添付)